熊本市自治基本条例市民会議素案・解説文

～協働のまちづくりをすすめるための提言～

平成 16 年 7 月

協働のまちづくりをすすめる市民会議

目　　次

はじめに　2

Ⅰ　熊本市自治基本条例市民会議素案と条文の解説

1　前文　3

2　第１章　総則　(第１条～第３条)　5

3　第２章　市民の権利及び責務(第４条～第６条)　7

4　第３章　市の執行機関の役割(第７条～第９条)　9

5　第４章　市議会の役割(第 10 条・第 11 条)　11

6　第５章　参画と協働のまちづくり(第 12 条～第 19 条)　13

7　第６章　市政運営(第 20 条～第 30 条)　17

8　第７章　国及び他の地方公共団体等との連携(第 31 条)　21

9　第８章　条例の位置付け等（第 32 条～第 34 条）　21

Ⅱ　市民会議からの意見・提言

1　市政全般　23

(1)行政に関すること

(2)市議会に関すること

(3)市民との協働に関すること

2　分野別　26

(1)市民生活、芸術・文化等に関すること

(2)コミュニティに関すること

(3)青少年問題、教育に関すること

(4)健康、福祉に関すること

(5)環境保全に関すること

(6)経済振興に関すること

(7)都市整備に関すること

(8)交通問題に関すること

はじめに

私たち「協働のまちづくりをすすめる市民会議」(以下「市民会議」といいます。)は、平成１５年９月３日、市の呼びかけに応じた１１６名の一般公募の市民でスタートしました。

この市民会議は、地方分権時代における新しい熊本づくりの基本的なルールを定める「(仮称)熊本市自治基本条例」の素案づくりを行うことを目的としたものであり、発足以来これまで、全体会議を１５回、起草委員会を７回、さらには、有志による自主的な会議を随時開催し、活発な議論を展開してまいりました。

全体会議では、グループに分かれ共同作業を行い合意形成を図っていく「ワークショップ方式」でまちづくりに関する様々な課題を話し合い、これらをまとめ、各グループごとに自治基本条例素案の叩き台を作成しました。そして、これをもとに起草委員会の中で集中的に議論を行い条文を起草し、さらに全体会議で議論し、ここに、「熊本市自治基本条例市民会議素案」が完成いたしました。また、これらの議論の過程で各メンバーから出された意見の一つひとつは、今後の新しいまちづくりを進める上で大変貴重なものであると考えています。

このようなことから、私たち市民会議は、メンバーの総意の下で、自治基本条例素案、その考え方を説明した条文の解説、さらには、市民会議での意見を「協働のまちづくりをすすめるための提言」として、ここに取りまとめ作成いたしました。

今後、熊本市では、私どもの素案をもとに条例制定に取り組まれ、さらに制定後は、個別条例の制改定、各種行政計画の策定、さらには協働のまちづくりを進めるための具体的な施策、事業の展開など、自治基本条例に基づく様々な取り組みが展開されるものと存じます。

私ども市民会議といたしましては、この取り組みを進めるにあたって、提言を踏まえられ最大限に生かしていただきますよう強く要望いたしますとともに、協働のまちづくりを進めるため、市民としての役割と責任を果たしていくことをお誓いするものです。

平成１６年７月２１日

協働のまちづくりをすすめる市民会議

Ⅰ　熊本市自治基本条例市民会議素案及び条文の解説

1　前文

地方自治は、私たち住民のくらしを守るためのしくみです。

私たちのまち熊本市は、東に阿蘇山をのぞみ、伏流水にめぐまれ、６７ 万熊本市民の上水道は、清冽な地下水ですべてまかなわれている稀有な都市です。西は貴重な干潟を有する有明海に面しています。

私たちは、水湧き出でる江津湖、緑豊かな金峰山、熊本城などの自然環境や史跡にもめぐまれ、歴史や文化を継承・発展させてきた先人に学ぶと共に、戦災や幾多の災害など、過去の教訓は忘れてはなりません。

国際化、国の財政の危機、迫る少子高齢化等の時代の波を受け、２０００年の「地方分権一括法」により、行政のしくみが中央集権構造から地方分権構造へと、歴史的に転換し、自治体には自主と自律性が、住民には主権者としての自覚が求められています。

私たちは、子どもたちをはじめ市民すべてが、安心して心豊かに生活できるまちをめざして、性別、年齢、国籍、障害のあるなしなどに関わらず、「熊本市のことは、主権者である住民自らが責任をもって決めていく」ことを決意しました。

私たちは、私たちの愛する大切なまち熊本市の、新しい自治の実現のため、「情報の共有」の原則のもと、市民が市政へ参画し、市民、市議会、市の執行機関とが協働するしくみや理念を、熊本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

１　前文の解説

熊本市は、大阿蘇の伏流水を源とし、６７万熊本市民の全ての飲料水を賄う清冽でおいしい地下水と、明治の文豪夏目漱石から「森の都」と称された、大変恵まれた自然環境を有しています。また、赤十字運動の発祥地であり、ハンセン病の救済に生涯を捧げたリデル・ライト両女史、近代日本の先覚者として名高い徳富蘇峰・蘆花兄弟、日本画壇や現代女流俳句に大きな功績を残された堅山南風画伯や中村汀女氏など、政治、学術、文化、福祉など優れた人材を輩出しています。

１９４５年の大空襲や１９５３年の大水害等幾多の災害や戦禍による荒廃を経験しながらも、当時の市民が総力を上げて復興してきた、このような歴史もあります。

私たち市民会議では、このような先人たちの足跡をたどり、この大切な財産や資源を大切に守り育て、さらに住みよいまちを築き、次の世代へと継承して行くことこそが、今を生きる私たちの責任であることを確認しました。

特に、現代社会は、経済性や効率性が優先され、子ども達の育成環境の悪化や地球規模での環境問題などを招いており、加えて、少子高齢化、高度情報化、国際化などに対応した地方分権時代の新しいまちづくりが求められています。

このようなことから市民会議では、私たちのまち熊本市の恵まれた自然と伝統ある歴史文化を正しく継承するとともに、さらに安全で快適なまちとし、市民の誰もが健康でいきいきと暮らせ、次代を担う子ども達が将来に夢と希望を抱き健やかに成長できるよう「日本一暮らしやすい熊本市」づくりを、市民総参加で進めることを確認しました。

このためは、そこに住み暮らす住民自らが責任を持って守り育てていくこと、つまり住民自治こそがまちづくりの原点であり、主権者である私たちが、ノーマライゼーションの理念の下、障害のあるなしに関わらず、あるいは性別や年齢などの区別なく、まちづくりに主体的に参画し、市民と市議会と市の執行機関（行政）との協働で新しい熊本づくりに取り組むことを決意しました。

そこで、私たち市民会議は、市民と市議会と市の執行機関が互いに信頼し合い、ともに手を携え協働して、新しい熊本を創っていくための基本的なルールとして、この「自治基本条例」の素案作りに取り組んできたところであり、この条例は、熊本市の自治に関する最高規範となるものであると考えています。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、私たちのまち熊本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれに果たすべき役割に関する基本事項及び参画と協働によるまちづくりを進めるための基本的な原則を定め、地方自治の本旨に基づく自治の実現を目指すことを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1)　市民　次のいずれかに該当するものをいいます。

ア　市内に住所を有する者又は居住する者

イ　市内に通勤し、又は通学する者

ウ　市内で事業を営むもの又は活動するもの

(2)　市の執行機関　市長及びその他の執行機関

(3)　参画　施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、行動すること。

(4)　協働　それぞれが役割と責務を担いながら、他の特性等を尊重しお互いに補完しながら、協力して取組むこと。

(5)　コミュニティ　市民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織

（基本理念）

第３条　私たちのまち熊本市の自治は、性別、年齢、障害の有無、その他の違いにより差別されることなく一人ひとりの人権を尊重して進めます。

２　私たちのまち熊本市の自治は、その主体である市民の自発的、積極的な参画を基本として進めます。

３　私たちのまち熊本市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して進めます。

第１章　総則　解説

第１章では、本条例制定の目的、語句の定義、基本理念等を定めております。

【第１条　目的】

この条例をつくる目的を定めたものです。

本条例は、市民、市議会、市の執行機関（行政）がそれぞれの役割を果たし、参加と協働でよりよいまちづくりを進めるため、自治の基本的なルールを定めるものです。

【第２条　定義】

この条例で使用する重要な用語について定めています。

具体的には、「市民（事業者を含む）」、「市の執行機関（行政）」、「参画」、「協働」、「コミュニティ」について、その語句の表す意味を明確にしています。

【第３条　基本理念】

私たちのまち「熊本市」の自治の基本理念を定めたものです。

市民会議では、環境問題の広がり、コミュニティの希薄化、子どもの育成環境の悪化などを話し合う中で、今後さらに進むであろう少子高齢化、国際化など大きな時代変化に対応するとともに、自己決定と自己責任が求められる地方分権時代のまちづくりについて、様々な観点から話し合いを行いました。

その中で、今後の新しいまちづくりに向けて、改めて、人と人とのつながりの大切さを認識するとともに、市民のまちづくりへの積極的な参画や、市民、市議会、市の執行機関三者の情報共有と協働の重要性を確認したところであり、このようなことから３つの事柄を基本理念として掲げました。

第２章　市民の権利及び責務

（市民の権利）

第４条　市民は、市の執行機関及び市議会と協働し、私たちのまち熊本市をつくりあげていくために市政に参画する権利を有します。

２　市民は、市民参画の前提となる「知る権利」が保障されるよう、市の執行機関及び市議会に対し、情報を求めていく権利を有します。

３　市民は、市政に関する自らの意見を表明又は提案する権利を有します。

（市民の責務）

第５条　市民は、私たちのまち熊本市を創造する自治の主体者であることを認識し、自らの発言と行動に責任をもつこととします。

２　市民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めることとします。

３　特に、事業を営みまたは活動する場合は、その活動に伴う市民生活への影響に配慮し、地域社会との調和に努めることとします。

（青少年・子どもの権利と環境づくり）

第６条　青少年・子どもは、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。

２　大人は、青少年・子どもを市民として尊重し、まちづくりへの参画ができるよう、その環境づくりに努めることとします。

第２章　市民の権利及び責務　解説

第２章では、自治の主体である市民の権利及び責務などを定めております。

【第４条　市民の権利】

主権者である市民の権利を定めたものです。

市民会議では、住民自治によるまちづくりを進めるためには、市政に関する情報不足を解消し、市民の市政への積極的な参画を促進する仕組みを構築する必要があると考え、市民の権利としてまちづくりへ参画する、情報を知る、さらには市政へ意見や提言を行うことを市民の権利として定めました。

【第５条　市民の責務】

主権者である市民の責務を定めたものです。

市民会議では、住民自治によるまちづくりを進めるためには、第４条に定める権利を主張するだけでなく、市民も自らまちづくりの主体としての責任を果たさなければならないと考え、自らの発言と行動に責任を持つこと、まちづくりにおける自らの果たすべき役割を自覚し、積極的に市政に参加するよう努めることを、市民の責務として定めました。

また、市民会議では、事業者が市民生活に様々な影響を及ぼしている現状を話し合い、事業者にはまちづくりの一員としての役割を担って頂きたい、特に、地域社会や市民生活との調和に努めて頂きたいということになり、これを事業者の責務として別に定めました。

【第６条　青少年・子どもの権利と環境づくり】

青少年・子どもについては、我が国が「子どもの権利条約」を批准して長期間になりますが、未だ具体的にその権利が守られていない事例が多い現状を話し合い、私たち市民会議では、子どもたちがまちづくりに参画する権利と、その環境づくりについて、特に明記すべきだと考えました。

ここでいう「青少年・子ども」とは１８歳未満を、「大人」とはそれ以上をそれぞれイメージしております。

第３章　市の執行機関の役割

（市の執行機関の役割と責務）

第７条　市の執行機関は、公平及び公正でなければならず、市民の信頼を得るものでなければなりません。

２　市の執行機関は、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスへの市民の満足度を高め市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

３　市の執行機関は、市政への市民参画機会を拡充するとともに、市民から提出された意見や提案を総合的に検討し、必要な施策を講じなければなりません。

（市長の責務）

第８条　市長は、市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、この条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。

（市職員の責務）

第９条　市職員は、市民全体の奉仕者として、この条例を遵守するとともに、市民との協働の視点に立ち、職務を遂行しなければなりません。

２　市職員は、自らの責務を遂行するために、必要な能力の修得とその向上に努めなければなりません。

第３章　市の執行機関の役割　解説

第３章では、市の執行機関の役割と責務、市長・市職員の責務を定めております。

【第７条　市の執行機関の役割と責務】

協働のまちづくりを推進するための市の執行機関の基本的な責務を定めたものです。

市民会議では、これまでの市政を様々な角度から検証いたしました。そして、私たちは、まず、公正、公平な行政運営を行うことで市民に真に信頼される行政へと転換して頂きたい。そして、市民の声に真摯に耳を傾け、市民ニーズに本当に対応した行政サービスの提供に努められ、誠心誠意、顧客である市民の満足度を高めるために日々努力して頂きたいと願っています。

【第８条　市長の責務】

協働のまちづくりを推進するための市長の基本的な責務を定めたものです。

市長には執行機関の長として、この条例を遵守し、この条例の理念を実現するため、全力を傾注して市政推進にあたって頂きたいと願っています。

【第９条　市職員の責務】

協働のまちづくりを推進するための職員の基本的な責務を定めたものです。

職員の皆さんは市民全体の奉仕者として、市民の視点を忘れずに日常の業務にあたっていただきたい。また、市民から信頼される職員となるよう、日々、研鑽に努めて頂きたいと願っています。

第４章　市議会の役割

（市議会の役割と責務）

第 10 条　市議会は、市民の信託に応え、意思決定機関として市民の多様な意見の集約に努めるとともに、市政運営を監視し、公平で透明性の高い市政実現に努力しなければなりません。

２　市議会は、情報を積極的に公開するとともに、議会の活動を広く市民に広報するなど開かれた議会運営に努めなければなりません。

（市議会議員の責務）

第 11 条　市議会議員は、市民の代表として市民の信託に応え、この条例を遵守するとともに、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、誠実に職務を遂行しなければなりなせん。

第４章　市議会の役割　解説

第４章では、市議会の役割と責務及び市議会議員の責務を定めております。

【第１０条　市議会の役割と責務】

私たちの代表である市議会の基本的な役割と責務を定めたものです。

市議会は、市政の最高意思決定機関として、市民の多様な意見を集約し、市民全体の代表者として適切な判断を下して頂きたい。また、公正な観点から、市政が適正に行われているかどうかを常に監視して頂きたい。

加えて、市議会の情報や活動については、これまで以上に積極的かつ分かりやすい形で広く市民に公開するよう努めて頂きたいと思います。

【第１１条　市議会議員の責務】

市議会議員は、私たちの代表として、常に身を律し公明正大に活動されるとともに、情報収集など政策立案能力の向上に努められ、将来を含めた市民全体の利益のために職務遂行に努力して頂きたいと願っています。

第５章　参画と協働のまちづくり(1)

（参画及び協働の原則）

第１２条　市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画機会の拡充等に取り組まなければなりません。

２　市民、市議会及び市の執行機関は、目的と情報の共有を図り、相互理解と信頼関係の構築に努めるとともに、お互いの知恵と力を出し合い協働でまちづくりに取り組まなければなりません。

３　参画及び協働は、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組むこととします。

（市民参画制度）

第１３条　市の執行機関は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その対象となる事案に応じ、適切かつ効果的な市民参画のための制度を整備し、実施することとします。

（市民意見提出手続）

第１４条　市の執行機関は、市政運営に係る重要な施策や計画の策定、市民の生活や活動等に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃にあたっては、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見の提出を求め、施策に反映させるよう努めるとともに、当該意見に対する市の考え方や意見の取り扱い等を広く公表するものとします。

（審議会等への市民参画）

第１５条　市長は、審議会等を設置する場合は、幅広い人材が登用されるよう配慮し、その委員の全部又は一部を公募等により選任するよう努めなければなりません。

第５章　参画と協働のまちづくり(1)　　解説

第５章は、新しい熊本づくりに向けて、市民と市議会と市の執行機関とが協働でまちづくりを進めていくために必要な基本的事項を定めたものです。

【第１２条　参画及び協働の原則】

これからの熊本市のまちづくりの基本原則を定めたものです。

新しい熊本づくりにおいては、市民と市議会と市の執行機関が目的と情報を共有し、相互の信頼関係の下で、お互いの知恵と力を出し合い協働で取り組んでいくことが不可欠と考えています。また、これからの少子高齢化社会にあっては、男女共同参画が特に重要であることから、別項を設け、明記しました。

【第１３条　市民参画制度】

協働のまちづくりの基礎となる、市民参画の手続きを定めたものです。

市の執行機関には、施策の立案、実施、評価、改善、いわゆるＰＤＣＡサイクルの中で、それぞれの過程で、市民が参画できる仕組みを作って頂きたいと考えます。

例えば、広く市民に意見を聞く場合は、アンケート調査やパブリックコメント制度、あるいは地域の施設を整備する場合は、その設計段階からのパブリックインボルブメント制度などを取り入れ、さらには地域施設の管理は、地域住民の自主的な管理に委ねるなど、積極的に市政への市民参画機会の拡大に努めて頂きたいと思います。

【第１４条　市民意見提出手続】

いわゆる、パブリックコメント制度について定めたものです。

市の総合計画など市政運営に係る重要な施策や計画の策定、情報公開等に関する条例など、市民の生活や活動等に重大な影響を及ぼす条例等を制定・改廃する場合は、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民の意見を聴き、出来うる限り反映させるよう努めて頂きたい。また、出された意見については、誠意を持って回答し、公表して頂きたいと考えます。

【第１５条　審議会等への市民参画】

審議会等への市民公募委員の選任について定めたものです。

現在市では、市政の重要事項を調査審議する目的で、様々な分野で約８０の審議会・委員会があります。その委員については、専門的な知識を有する方々を選任することはもちろんですが、一般市民の視点から考えていくことも重要であり、その委員には公募等により幅広く人材を求めて頂きたいと考えます。

第５章　参画と協働のまちづくり（２）

（住民投票）

第１６条　市長は、市政に係る重要事項について広く市民の総意を把握するため、その事案ごとに、条例に定めるところにより住民投票を実施することができます。

２ 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

（住民投票の請求及び発議）

第１７条　住民のうち選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の５０分の１以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

２　市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の１２分の１以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

３　市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

（市民活動団体との連携）

第１８条　市の執行機関は、公的利益や社会貢献につながるような市民活動や市民団体に対し、情報の共有化を図っていくとともに、必要な支援等に努めます。

（コミュニティ）

第１９条　市民及び市の執行機関は、地域の問題を解決していくため、協働し、地域社会を多様に支え、自主的かつ自律的なコミュニティ活動を推進します。

２　市民は、市民としてのルールとマナーを守り、お互いを十分に尊重しながら、思いやりとふれあいのある住みよい地域づくりに努めます。

３　市民及び市の執行機関は、地域の自治を支えるコミュニティを尊重し、協働で担う新しい公共の仕組みづくりに取り組みます。

第５章　参画と協働のまちづくり（２）　解説

【第１６条　住民投票】【第１７条　住民投票の請求及び発議】

市政に係る重要事項について、広く市民の総意を把握するための住民投票に関する規定を定めたものです。

市長は、市政の重要事項について、自らの発議、議会の発議又は市民の請求により議会の議決を経て、住民投票に関する手続きを定めた条例を制定することで、住民投票を実施することができます。

現在では、市民の市政への参画意識も高まっており、様々な重要課題の中で市の将来を左右するような案件については、市民自ら判断するような条項が必要であると考えます。

なお、請求及び発議の要件については、市民、市議会、市長のそれぞれについて、地方自治法に準じ規定しています。

【第１８条　市民活動団体との連携】

市の執行機関の市民活動団体への支援について定めたものです。

現在、ＮＰＯなど様々な市民団体の活動が活発になっています。また、町内会、自治会なども地域自治組織の母体として、確固たる位置付けを持ち活動されておられます。このような、公的利益や社会貢献につながる活動こそが、住民自治の基本となるものでありますので、市の執行機関にはこれらの団体の育成に努め、さらにその活動が活性化するよう必要な支援を行って頂きたいと考えます。

【第１９条　コミュニティ】

住民自治の根本であるコミュニティについて、その基本的な事項を定めたものです。

特に、昨今は核家族化の進展等に伴い、地域とのつながりが希薄化しており、これまでコミュニティが担ってきた青少年の健全育成や高齢者のケア、あるいは防犯などの機能が著しく低下しています。このようなことから、今後は、市民と市の執行機関が一体となって、地域社会を多様に支える自主的かつ自立的なコミュニティ活動を推進していかなければならないと考えます。

そして、地域自らが公共サービスの一翼を担うような仕組みづくりに取り組み、自らのまちを自ら守り育てる住民自治の実現に、市民と市の執行機関とが協働で取り組んでいきたいと考えています。

第６章　市政運営(1)

（市の自立）

第２０条　私たちのまち熊本市は、自治の実現のため、国及び他の地方公共団体と対等な立場にたち、自らの判断と責任において市政の運営を行うものとします。

（組織体制）

第２１条　市の執行機関は、総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための組織体制を整備しなければなりません。

２　市の執行機関は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図り、効率的で適正な組織運営に努めなければなりません。

（総合計画）

第２２条　市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、市議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画等をまとめ総合計画を策定します。

２　市の執行機関は、総合計画の策定にあたっては、市民参画による手続を行い、市民の意見の適切な反映に努めるとともに、策定後は広く市民への周知を図ることとします。

３　市の執行機関は、総合計画の進行管理を市政の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適切に行います。

（総合的な行政サービス）

第２３条　市の執行機関は、市民のニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な連携を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

（情報共有）

第２４条　市の執行機関は、参画と協働のまちづくりを推進するために、市政に関する情報を積極的かつ適切に市民に公開し、提供し、情報の共有に努めなければなりません。

第６章　市政運営(1)　解説

第６章では、参画と協働のまちづくりを進める上で必要な、市政運営に関する基本的な事柄を定めています。

【第２０条　市の自立】

熊本市の自治の実現に向け、今後の市政運営の基本的なスタンスを定めたものです。

地方分権時代に対応し、国や県、さらに他の地方公共団体と対等な立場に立ち、自己決定と自己責任に基づく市政運営を行うことを定めています。

【第２１条　組織体制】

市の執行機関の組織体制の原則について定めたものです。

地方分権化はもとより、少子高齢化、国際化、情報化などの急激な時代変化に対応していくためには、柔軟で効率的な組織体制を整備する必要があります。また、今後政令指定都市を目指す上でも、組織だけではなく、職員一人ひとりが時代変化に的確に対処できるだけの知識と能力をもたなければならないと考えます。

【第２２条　総合計画】

総合的かつ計画的な市政運営の指針となる総合計画について定めたものです。

市の総合計画は、市民と市の執行機関に共通するまちづくりの基本指針でなければならないと考えます。そこで、その策定にあたっては、その策定過程を通じ様々な手法で市民意見を反映させるとともに、策定後は広く市民に周知徹底を図るよう努める必要があると考えます。

【第２３条　総合的な行政サービス】

市民のニーズに応じた総合的な行政サービスの提供について定めたものです。

たらい回しなどと言われるように、縦割り行政の弊害については、市民が日頃感じるところです。市の執行機関にはこの弊害をなくし、市民のニーズに組織横断的に柔軟に対応して頂きたいと考えます。

【第２４条　情報共有】

市民と市の執行機関との情報の共有について定めたものです。

協働のまちづくりには、何よりも先ず互いの情報を共有しあうことが必要不可欠です。特に、市政に関する情報は、市民のためにあるものでなければならないと考えます。常に新鮮で、正しく管理された情報を市民と共有していく姿勢こそが、協働のまちづくりの第一歩であると確信しています。

第６章　市政運営(2)

（個人情報保護）

第２５条　市の執行機関は、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現のため、個人情報の適正な管理に努めるとともに、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じなければなりません。

（市民の要望の取扱い）

第２６条　市の執行機関は、市民の市政に関する意見及び要望に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めなければなりません。

２　市の執行機関は、前項の規定に基づく対応について、その経過や結果等について記録等を行い、必要に応じ公開する等、透明性の高い市政運営に努めます。

（行政手続）

第２７条　市の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に資するため、行政手続きに関し共通する必要な事項を定め、適切な運用に努めます。

（説明責任）

第２８条　市の執行機関は、市政に関する事項の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その必要性や妥当性を、分かりやすく市民に説明するものとします。

（行政評価）

第２９条　市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、行政評価を行うものとします。

２　市の執行機関は、行政評価を行うにあたっては、市民参画手続きを踏まえ、適切に実施するとともに、その結果を市民に公表するものとします。

（財政運営）

第３０条　市の執行機関は、健全な財政運営のため、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、財政状況を市民に公表するものとします。

第６章　市政運営(2)　解説

【第２５条　個人情報保護】

個人情報の保護について、基本的な事項を定めたものです。

市民の基本的人権を守るためには、個人情報の適正な管理が不可欠です。特に、個人情報の漏洩が顕在化する中、市の執行機関の信頼を確保する上で個人情報の保護は重要な責務であると考えます。

【第２６条　市民の要望の取扱い】

市民からの意見や要望の取扱いについて、基本的な事項を定めたものです。

市民からの要望には迅速に対応することはもちろん、その処理の結果、経過等について、きちんと回答することで市民からの信頼を得ることになります。また、その対応などについて、記録し公表することで、透明性の高い市政が実現されるものと考えます。

【第２７条　行政手続】

行政手続きについて基本的な事項を定めたものです。

行政処分に対する不服申し立てなど、明確な手続きを定め、公平かつ誠実に対応することで、信頼される市政が実現されるものと考えます。

【第２８条　説明責任】

市民への市の執行機関の説明責任を定めたものです。

繰り返しになりますが、市民と行政との協働のまちづくりは相互の信頼関係の構築が基本であり、そのためには、市政に関する事柄を市民に分かりやすく、また時を待たずに説明し理解を求めていくことが必要です。

【第２９条　行政評価】　【第３０条　財政運営】

行政評価や財政運営に関する基本的事項を定めたものです。

熊本市は厳しい財政状況の中で、自己決定と自己責任を基本とする地方分権時代のまちづくりを進めていかなければなりません。このためには、これまで以上に施策や事業を精査する必要があります。そこで、外部による評価を含めた行政評価制度を充実させ、事業等の成果を正しく評価し市民に公表するとともに、次の予算編成や新しい事業展開に生かしていく仕組みづくりが不可欠と考えます。また、職員は、コスト意識を高め、費用対効果を常に念頭に置いて職務を遂行するよう心がけて頂きたい。また、財政状況については、財務諸表を作成するなど常に現状の把握や分析を行い健全な財政運営に努めるとともに、市民に対しては、財務諸表等になじみのない市民も多いことから、特に分かりやすい資料の作成と丁寧な説明に心がけて頂きたいと考えます。

第７章　国及び他の地方公共団体等との連携

（国及び他の地方公共団体等との連携）

第３１条　私たちのまち熊本市は、共通する課題の解決を図るため、国及び他の地方公共団体等と相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

第８章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）

第３２条　この条例は、市民参画と協働によりつくられた条例であり、私たちのまちの自治の基本事項について定めたものです。

２　他の条例、規則等の制定改廃及び各種行政計画等の策定にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性を図ることとします。

（自治推進委員会の設置）

第３３条　この条例の理念の実現にむけ、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりに関する基本的事項を審議するため、自治推進委員会を設置することとします。

２　自治推進委員会は、協働のまちづくりに関する基本的事項について、市長に意見を述べることができるものとします。

３　自治推進委員会は、自治に識見を有する者及び市民、市議会議員、市職員によって構成します。

（条例の見直し）

第３４条　この条例について、社会、経済等の情勢の変化等により見直し等が必要になった場合は、市長は、必要な措置を講じることとします。

附　則

この条例は、平成１７年○月○日から施行します。

第７章　国及び他の地方公共団体等との連携　解説

第７章では、国及び他の地方公共団体等との連携について定めています。

【第３１条　国及び他の地方公共団体等との連携】

熊本市の財産である地下水を保全するためには、上流域との連携が不可欠であることはいうまでもありません。さらには、住民の生活圏の広がりとともに、都市圏の交通問題の解決や観光振興等を図るためには、他の地方公共団体との連携が不可欠なものとなってきています。また、地球規模の環境問題をはじめ、国際化、ボーダレス化に伴って、諸外国との連携も重要となっています。このようなことからこの条文を定めています。

第８章　条例の位置付け　　解説

【第３２条　条例の位置付け】

この条例が最高規範性を持つことを定めています。

今後、市の執行機関には、他の条例、規則等、さらには各種行政計画などについて、この条例の趣旨を最大限尊重し、この条例に定める事項との整合性を図り、必要な措置を講じて頂きたいと考えます。

【第３３条　自治推進委員会の設置】

この条例の理念を推進するため、自治推進委員会を設置することを定めています。

この自治推進委員会は、協働のまちづくりに関する基本的事項を調査・審議する機関です。この委員会は、協働の精神から、学識経験者をはじめ、市民、市議会、市職員の代表から構成することとしています。

【第３４条　条例の見直し】

この条例が、社会、経済等の情勢の変化等により、見直し等が必要になった場合において、市長に必要な措置を講じて頂くことを定めています。

Ⅱ　市民会議からの意見・提言

市民会議の全１５回に及ぶ全体会議、短期集中的に全６回実施した起草委員会、自主的に開催した班別会議などを通じ、議論の経過の中で出された意見について以下のとおりまとめました。

１　市政全般

(1)行政に関すること

【市長】

◎市長の行政改革に対する思いが住民に分かりにくい。

◎市長は市のことを一番考えている人であってほしい。決まったことは明確に、明らかにし、しっかりと実行していただきたい。

◎市議会と調整がうまくいっているか疑問な点が多い。もっと円滑な運営が望まれる。

【市職員】

◎行政サービスの対象は市民であり、市民の満足度を高めるため市職員は一丸となって取り組んで頂きたい。

◎市職員は、地域の一員として積極的にまちづくりに参加して頂きたい。

◎健全な財政運営を図るため、市職員一人ひとりに対するコスト意識を徹底し、前例主義等を払拭してほしい。

【市政運営全般】

◎市の基本構想等においては、まちづくりのハード面だけでなく、人材を育て活用するソフト面の開発を盛り込む必要がある。

◎全国的にワーストクラスである財政状況を正しく認識し、アウトソーシングを行い、外郭団体等を含め行政規模を縮小し、健全な財政運営にさらに努めるべき。

◎財政状況の情報は、非常に分かりにくい。市民にもっと身近に感じられるような情報を提供し、市民と一体となって財政健全化を推進すべき。

◎市有財産(動産、不動産、有価証券等)の適正な管理と運営がなされているのか不透明であり、市民に分かりやすい情報の提供を行ってほしい。

◎学校、消防、下水道、道路など広域連携が必要な分野では、自治体の枠にとらわれず住民ニーズを第一に考えた行政運営に取り組んで頂きたい。

◎計画は継続性を確保しつつ、社会経済情勢等の変化に応じて常に見直すよう心がけなければならない。
◎財政健全化を進めるにあたっては、障害者、低所得者、母子家庭など弱者に対して十分に配慮してほしい。
【市政情報の公開、提供】
◎自治は、市民と行政が情報を共有することから始まることを認識していただき、行政は、適正に管理された新鮮な市政情報を積極的に市民に提供しなければならない。
◎現行の情報公開条例は、情報公開に対する制限が多過ぎるので見直しを検討してほしい。
◎市民が判断する材料として必要とする市民には、積極的に情報を提供し、職員が誠実に説明すること。市政情報は市民のものである。
◎市政情報のＵＤ化(高齢者でも分かりやすい情報提供を)
【組織体制等】
◎市民の政策提言等については、地域施設等に窓口を置き、提出手続きの簡略化を図るとともに、提出者に対するアドバイスや回答・処理などの予定を知らせるなど、市民がより利用しやすいものへと改善してほしい。
◎未だにたらい回しや責任回避が見られるようであり、苦情処理窓口、各部局との調整を行う専門部署の設置が必要である。
◎市民の人権を守るため市民のアドボカシ―(人権擁護機関)の設置を検討してほしい。
◎市長の命により市民から市民副市長を任命し、行政に主体的に参画させてはどうか。
【市政運営に対する監視、評価】
◎民間人、公認会計士、弁護士など幅広い分野の人材を求め外部監査制度を充実させる。
◎行政評価については、行政評価委員会など市民参加委員を含めて設置し、市民の手による評価を行うシステムを創設すべき。また、その評価を受けて、翌年度事業、予算、サービスの改善・向上に活用できる仕組みを作っていただきたい。
◎市民の望むまちづくりを実現するため、公的なオンブズマン制度の導入を検討してほしい。

(2)市議会に関すること
【議会運営等】
◎市議会における事前通告制度は、自由な討論を阻害するものではないか。会派を超えた市

民の代表としての議員の建設的な議論を促進する環境づくりが必要。

◎市議会のインターネットでのライブ中継など、様々な手法を使って開かれた透明性の高い議会運営に取り組んで頂きたい。

◎議員活動を適切に評価するシステムの確立が必要である。

◎議員の政策立案能力を高めるために、図書室を設置するなど必要な措置を講じて頂きたい。

【市議会議員】

◎市民と行政の協働のまちづくりは、決して議会の役割を軽視するものではなく、より市民のニーズに沿った市政運営を目指すものであることを理解頂きたい。

◎議員は、特定の地域、団体の利益ではなく、市民全体の代表者として活動すべき。

◎議員は、議員活動の文書化やホームページなどを活用した情報提供に努めてもらいたい。

(3)市民との協働に関すること

【市民の意識啓発等】

◎住民自治によるまちづくりを進めるためには、市民自らがまちづくりの主役ということを自覚することが必要である。

◎新しい自治の考え方を市民に広く啓発するため、出前講座など市民と市職員が共に学ぶ機会を増やし、認識や目的の共有化を図る。

◎自転車のマナー、ごみ出しのマナー、自動車・自転車の運転中の携帯電話など、市民のマナーが悪い。市民協働のまちづくりに向けては、まずは市民のマナーを向上させることが不可欠である。不平不満を行政に言うだけでは駄目。

◎対案なき反対は単なる言いがかりにしか過ぎない。市民の自己責任の徹底を。

【その他】

◎市民の登録ボランティアを研修し、この方々を出前講師として活用するなど、市民の人材育成を。

◎税金の使われ方に市民がもっと関心を持ち、監視することが必要。

【事業者の責務】

◎事業者といえども地域コミュニティの一員であるという意識をもち、利益のみを優先するのではなく地域社会との調和を図るべきである。

２　分野別

(1)市民生活、芸術・文化等に関すること

◎国際化時代において異文化への理解は必要不可欠であり、世界に向けて広い視野が地域の活性化にもつながる。

◎住居、保険など外国人にも安心して住める環境づくりに取り組んでほしい。

◎審議会等への女性委員は未だ２０％に過ぎない。更なる男女共同参画を推進すべき。

◎ホームレス対策は、緊急を要するので対策を講じてほしい。

◎高齢者を悪徳商法や詐欺から守るための対策を講じてほしい。

(2)コミュニティに関すること

【コミュニティ全般】

◎自分の住む地域の歴史を知り、地域に愛着と誇りを持つことが大事である。

◎市民自ら地域の治安を守る取り組みに参加すべき。

◎国際社会の一員として外国人の権利を受け入れたコミュニティ作りをすべき。

◎高齢者、障害者、子供など弱者に対する思いやりの気風が年々低下しており、これをコミュニティで支える環境づくりに全市を上げて取り組むべきである。

【自治会・町内会活動】

◎基礎的な自治組織である自治会、町内会を育成するとともに、権限等も付与し、自主的な地域づくり活動が展開できるようにしてほしい。

◎インターネットを活用し自治会活動の活性化を図る。

【コミュニティ活動の活性化方策】

◎コミュニティ活動に子ども達も参加させ、子ども達の視点でまちづくりを考える。

◎コミュニティ活動を促進するため、行政は、情報提供、場の提供(ソフト、ハードを含めて)への支援を行って頂きたい。

◎コミュニティ活動も公平性、透明性を確保する必要があり、情報公開や外部評価を導入すべきである。

◎住基カードを活用した地域マネーの普及や、持続的なコミュニティ活動を促進するため、コミュニティビジネスの育成に取り組んで頂きたい。

(3)青少年問題、教育に関すること

【学校教育環境の整備】

◎学校の安全対策の強化や、学校での体罰やセクハラ等の要望措置対策の強化を望む。

◎教育委員の公募公選制度の導入など、教育委員会の改革に取り組んで頂きたい。

◎保護者、学校、地域が一体となった健全な教育環境づくりを進めてほしい。

◎不登校や障害のある子など、その子の特性に合わせた教育を受けることができるな環境づくりに取り組んでほしい。

【教育内容の充実】

◎精神や肉体形成に重要な要素である食の乱れが原因で多くの問題が発生しており、学校教育において知育・徳育・体育と共に、食育を取り入れるべきである。

◎教育内容を充実させるため、優秀な教員の確保、海外先進事例など研修の充実を図って頂きたい。

◎総合学習の時間など学校と地域のより密接な関係を構築すべき。

◎義務教育であっても、出来るだけ市独自での教育の充実も図るべきである。

◎学校運営などに市民意見の反映を(学校評議員制度は校長の委嘱任命となっており、内容等が不透明であり、もっとオープンにすべき)

◎次代を担う子どもに、郷土の歴史や特徴などを教え伝えることが必要である。

【子育て支援、青少年の健全育成】

◎安心して子どもを産み育てることのできるよう早急な環境を整備すべき。

◎高齢者福祉に重きがおかれ、子育て世代の支援が不足している。

◎児童虐待防止、ＤＶ防止対策の充実を図ってもらいたい。

◎青少年の健全育成のため、青少年のボランティア活動への参加促進、電話などのカウンセリング、広報の充実に取り組んで頂きたい。

◎コンビニ、本屋店頭での有害図書販売・閲覧の規制強化を検討してほしい。

◎地域社会で、子ども達の存在を見守るような仕組みづくりが必要。

◎青少年は自らも市民の一員としての自覚と責任ある行動をし、思いやりのある市民としてまちづくりに参加してほしい。

【生涯学習】

◎あらゆる年齢層に対する幅広い教育の充実を図って頂きたい。

◎公民館、女性組織、青少年組織などにおける学習、研修活動を活性化し、自治を担うに

ふさわしい市民のレベル向上を図る必要がある。
◎公民館教室、ホール等が少ない。生涯学習施設の充実に努めてほしい。

(4)健康、福祉に関すること
【健康・医療】
◎市民一人ひとりの健康が保たれれば医療費の負担が抑えられることにつながり、またスポーツや健康づくり活動は地域の連携活性化につながることから、地域での健康づくり活動をさらに推進して頂きたい。
◎市民の健康を守るため健康を阻害する要因の排除、予防医学の研修等の措置を充実してほしい。
◎電波に対する健康被害を防ぐため、携帯電話のアンテナ塔の設置規制に取り組むべき。

【高齢者福祉】
◎高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるような施策の充実を、特に独居老人や高齢者世帯の孤立化を防ぐような地域のネットワーク整備を進める必要がある。
【障害者福祉】
◎車椅子や盲導犬等の使用者が安全に暮らせる町は、全ての人に安全なまちであるので、ユニバーサルデザインの普及促進に努めてほしい。
◎身近な地域での福祉ネットワークを充実すべき。
◎障害者用トイレマップをコンビニなどで配布するなど、誰もが気軽に外出できる環境づくりに努めてほしい。

(5)環境保全に関すること
【環境保全全般】
◎環境基本条例で確認している環境権の理念を、これを市民の権利として確立すべき。
◎公共事業、その他の開発事業から良好な生活環境や自然環境を守るため、構想・計画段階からの環境アセスメントを制度化すべき(独自の公共事業等環境影響調査技術指針等の作成、事業部局による環境影響調書の作成、審査・公表等)
◎特に、市で公共事業等を行う際には、都市計画審議会等での審議の前に市民公募委員や地域住民を含めた環境影響審査会を設け、都市計画審議会等の開催の前に審議を行うように努める。

◎市は、さらに自らグリーンコンシューマを推進すべき。
◎環境に意識の高い市民により景観ウォッチャーをおき、景観や自然破壊を未然に防ぐ仕組みを作ってはどうか。
【自然環境の保全】
◎熊本市の素晴らしい自然を守るため、特に次代を担う体験学習を充実させる。
◎森の都と呼ばれる熊本市も、このところ森や林など緑が少なくなっており、公園などに植樹や花の植栽をしてほしい。
【ごみ、リサイクル】
◎事業者にはリサイクルを進めるため、飲料水のビン、カンの規格化を進めてほしい。
◎生活環境を守るため、市民一人ひとりがごみ出しマナーを厳守すべき。

(6)経済振興に関すること
◎完全無農薬栽培による農産物を広く紹介するなど、人と自然にやさしい農業を推進して頂きたい。
◎観光立市を目指し、観光ルートの公共交通機関を充実してほしい。
◎地元資金を活用し地域経済を再生する道筋を作り、地場経済の活性化を図る。
◎地場産業育成のため、地元の産物を購入・利用するよう努める。

(7)都市整備に関すること
【安心・安全なまちづくり】
◎災害に強いライフラインの整備(電線、通信回路等の地中化の促進)
◎歩道、生活道路の整備と安全対策（防犯灯設置、違法看板撤去・罰則強化等）
◎誰もが使えるＵＤデザインによる歩道の整備
◎広告、ネオン等、看板、標識など安全面、景観面等の観点から独自の基準を設定すべき。
【快適なまちづくり】
◎市内中心部に、誰もが憩えるような大型公園の整備をお願いしたい。
◎老人や子どもが安心して触れ合えるような広場を身近な場所で整備してほしい。
◎公園は地域のバランスを考え整備し、その管理は地元住民に任せるべき。
◎歴史的建造物を大切にし、これまでのようなスクラップアンドビルドによるまちづくりを抑制する。
◎公共事業は、市民の立場や健康に配慮した計画づくりを行い、工事実施にあたっても市

民生活への影響等に最大の配慮をすべき。

(8)交通問題に関すること

◎公共交通機関を全ての人に利用しやすいよう充実し、マイカーに頼らない社会づくりを進めて頂きたい。特に市中心部ではマイカーの乗り入れ規制などの検討を。

◎全ての市民に利便性の高い公共交通網の再編を考えるため、検討会議等を設置するにあたっては、利用者である市民を参加させるべき。

◎バスの利便性をあげるため、交通センターでの集中をなくし環状路線の充実に努める。

◎エリア定期券のような新しい制度の導入し、公共交通機関の利用拡大を図る。